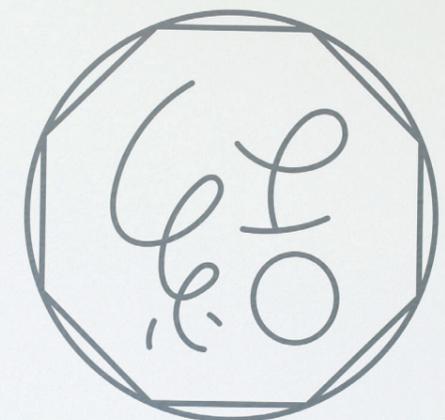
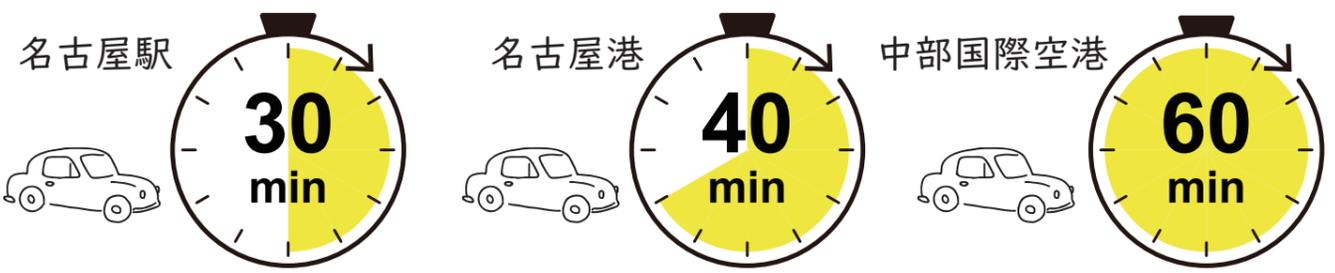


東海環状自動車道 延長約153km



ACCESS



ANPACHI
MUSUBU
TERASU



安八SIC
工業団地
分譲開始
岐阜県安八町

~あいのあるまち~
Anpachi



安八町土地開発公社(安八町役場まちづくり推進課内)
〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地
TEL: 0584-64-7112 (直通) FAX: 0584-64-5014
開庁時間: 午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜・日曜・祝日・年末年始除く)



安八町公式HP

人口・世帯数
人口: 14,355人
世帯数: 5,013世帯
男性: 7,036人
女性: 7,319人
[令和2年 国勢調査]



安八町の概要 / 分譲地

Summary of Anpachi Town / Planned lots for sale

安八～Anpachi～の文字は「A」で始まり「i」で終わる愛に包まれたまちです。安八町の位置は、岐阜県の南西に位置し、揖斐川・長良川に挟まれた南北約9キロメートル、東西約3キロメートルにわたる細長い形をしています。伊勢湾臨海工業地帯、北陸圏、名古屋都市圏および近畿圏の接点に位置するという地理的条件に恵まれています。

名神高速道路直結の安ハスマートインターチェンジ隣接の市街化区域（工業地域）の約22.5haを工業団地として整備し、6区画を分譲します。



安八町航空写真

安ハSIC工業団地

6区画分譲 最低分譲価格125,000円/坪



インフラ整備の概要

Infrastructure development



| | |
|-----------|----------------------|
| 上水 (t/日) | 制限なし (町協議) |
| 地下水 (t/日) | 取水制限なし |
| 下水 | 合併浄化槽 |
| 高圧電圧 | 6000V |
| ガス | 都市ガス・プロパンガス |
| 通信網 | 光ファイバー網整備済み |
| 用途地域 | 工業地域 ※地区計画あり |
| 主要道路 | 国道21号 主要地方道大垣～一宮線 |
| 新幹線・駅 | 岐阜羽島駅 |
| 在来線・駅 | JR穂積駅 |
| 空港 | 中部国際空港 |
| 湾港 | 名古屋港 (金城ふ頭) |

| 距離と所要時間 | 安ハSICまでの | 距離 | 所要時間 |
|---------|----------|-----|------|
| | 8 km | 13分 | |
| | 3 km | 5分 | |
| | 5 km | 12分 | |
| | 9 km | 20分 | |
| | 80km | 60分 | |
| | 40km | 40分 | |

抜群の交通アクセス

日本のほぼ中央に位置する好立地なため、名古屋圏をはじめ、東京圏・大阪圏へのアクセスも非常に便利です。名古屋駅まで乗り換え無しでアクセス可能な高速バス「にしみのライナー」も運行しています。東海環状自動車道が全線開通すれば更なるストック効果が期待できます。

豊富な水資源 津波リスクが低い

工業団地の地域は、豊富で良質な地下水が存在し、地下水利用等について規制等はありません。また、内陸部に位置するため、発生が予想されている「南海トラフ地震」等での津波リスクが少ないです。

工業団地進出支援金

固定資産税相当額 3年分を支援

詳細はまちづくり推進課へお問い合わせください。

安八町企業立地奨励金 (工業団地)

| 雇用促進奨励金 | 対象 | 対象の要件 | 内容 |
|---------|--|--|--|
| | ①製造業・物流施設 ②地域未来投資促進法の課税特例を受けたもの ③中小企業等経営強化法の課税特例を受けたもの | ①新たに雇用する従業員数が10人以上 ②操業開始の日における投下固定資産の総額が、新設の場合2億円以上、増設又は移設の場合は1億円以上 | 操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日の本町に居住し、引き続き1年以上常時雇用する従業員1人につき10万円を乗じて得た額 ※限度額500万円。 交付は操業開始の翌年1回限り |

工場立地法の緑地等の規制緩和

製造業、電気供給業、ガス供給及び熱供給業の業種で、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場においては、敷地面積に対する環境施設面積の割合等の基準が定められています。(国準則のとおり)
当町では、国準則に代わり適用する町準則を定め、用途地域に応じて規制緩和を実施しています。

| | 用途地域 | 環境施設面積率 | | 重複緑地参入率* |
|-----|---------|---------|---------|----------|
| | | | うち緑地面積率 | |
| 国準則 | 全域一律 | 25%以上 | 20%以上 | 25%以下 |
| 町準則 | 工業・工専地域 | 10%以上 | 5%以上 | 50%以下 |

*建築物の屋上緑化(太陽光発電施設を含む)、駐車場緑化等、他の用途に使用される施設に設けられた緑地を重複緑地といいます。緑地面積に算入できる重複緑地面積の割合を重複緑地参入率といい、これを超えた部分の重複緑地は緑地面積として認められません。

岐阜県企業立地促進事業補助金

岐阜県では、最高10億円の企業立地促進事業補助金をはじめ、さまざまな優遇措置を設け、企業立地をサポートします。詳細は岐阜県企業誘致課へお問い合わせください。

岐阜県企業誘致課 TEL:058-272-1111(代表)



岐阜県HP 安ハSIC